

社協だより



本誌は赤い羽根共同募金の配分金で発行されています。



2021.11.1
No. 101

- ・共同募金は何のため
- ・ボランティアに汗を流します
- ・生きがいデイサービス ほか



10月1日 赤い羽根共同募金運動が始まりました

全国一斉・赤い羽根共同募金 10/1~ 3/31
増毛町内限定・歳末たすけあい運動 12/1~12/31

編集発行：社会福祉法人 増毛町社会福祉協議会

〒077-0224 増毛町南畠中町2丁目27番地1 老人福祉センター内

☎ 0164-53-3600 FAX 0164-53-3602

E-mail : masikeshakyo@gray.plala.or.jp

社協ホームページ：増毛町ホームページのリンクからご覧下さい。

印 刷：有限会社 弘版

共同募金は 何のため

赤い羽根共同募金



赤い羽根の共同募金は10月1日から翌年の3月31日まで全国一斉に行われます。増毛町では町内会からのご寄付をいたくほか、篤志者による小銭募金も受け付けています。初日の10月1日には社協

役員による街頭募金や職場募金のほか、学校での募金活動など幅広い活動が行われています。増毛町

のキヤラクターカモメのマーシーくんを象ったご当地ピンバッジによる募金も好評です。多くのみなさまにご協力をいたく募金活動、これからもよろしくお願い致します。お寄せいただいた募金は、次のような取り組みに活用されます。

○北海道内の社会福祉活動に

道内の広域事業として、①福祉活動に直接関係する車両・機器・備品の購入、②社会福祉施設の補修、③障がい者や高齢者などに対するサービス提供や支援活動に掛かる会議や研修事業、④共同募金をPRする資材の作成費に使われています。



○災害準備金

募金額の一部（約3%）を積立て、道内で発生する災害のため、被災地でのボランティア活動支援の経費に充てられるものです。大規模災害の時には、全国で拠出し合つて被災地支援を行います。



歳末たすけあい運動は、増毛町独自のものとして12月1日から31日までの1か月間行われます。町内会からのご寄付、篤志者寄付などを受け付けています。また、社協役員による町内企業や商店などからの募金活動も行っています。お寄せいただいた募金は、歳末見舞金やおせち料理配布事業など、全て増毛町内で使われます。

歳末たすけあい運動

災害義援金

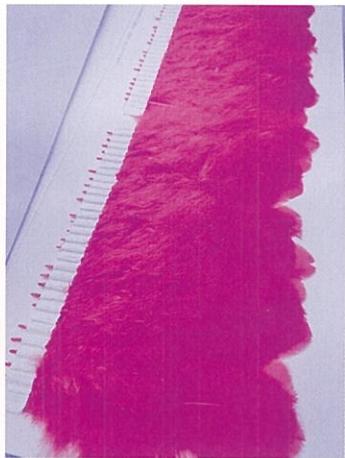
災害義援金は、被災された方々への見舞金として、また当面の生活の支援資金として活用されます。増毛町では、日本赤十字増毛町分区が中心となり募金活動を行っていますが、共同募金会でも義援金を受け付けします。お寄せいただいた義援金は、中央共同募金会から被災した都道府県の義援金配分委員会を通じて被災された皆さんへ見舞金としてお渡しします。



災害発生時には、どこにどうやつて避難するのかなど、わからないことが多いものです。増毛は災害の少ない地域だと思われて来ましたが、いつどんなことが起こるのか、予測できないのが近頃の災害です。社会福祉協議会では、被災地の事例から災害ボランティアについて学び、老人福祉センターを避難所として活用できるよう、少しずつですが機材整備を進めています。

令和2年度の共同募金配分金から、発電機1台と炊飯ジャー2台（二升・二升炊き）を購入しています。

災害対応機材を用意しています



歳末たすけあい運動の募金は、歳末見舞金とおせち料理・クリスマスケーキ配布事業に使わせていただきます。見舞金は、高齢などの生活困窮世帯や在宅の障がい者世帯、ひとり親世帯などに民生委員や社協役員を通じて贈られます。配布先は、社協役員による配分委員会に諮り決定されます。

昨年の配布実績は、見舞金として29件58万5千円、手をつなぐ親の会を通じたケーキプレゼントは13件4万円、おせち料理サービスには104件35万円が使われています。



年末のおせち料理やクリスマスケーキのプレゼント

増毛町社協ピンバッジ募金にご協力ください



毎年異なるデザインで人気のご当地赤い羽根ピンバッジ。今年のデザインは、フルーツ満載の満腹マーシーくんです。

1個500円で制作費を除く半額が地元社協への募金となります。皆さまのご協力をお願いします。

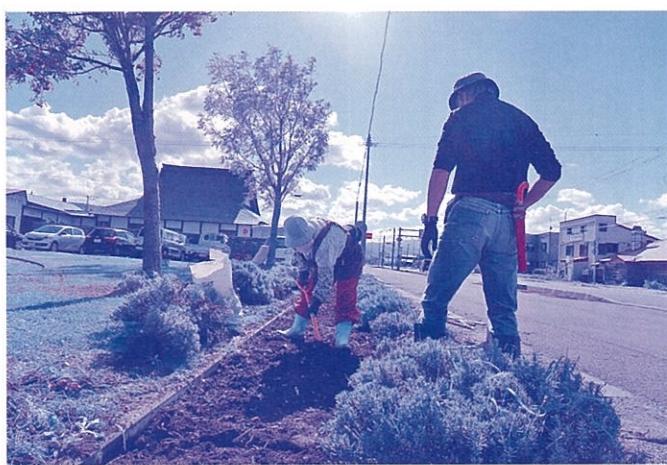
ボランティアに汗を流します

常がどうなるのか、元に戻るのか、安全で安心な暮らしを少しでも早く取り戻せますよう願っています。

さて、そんな厳しい状況ではあります、ボランティアセンターの日常は、生きがいデイサービスのお手伝いを中心に、季節事業として忠魂碑の草刈り清掃、独居老人宅の窓ビニール張りを行っています。そして年末には、おせち料理配達などでも活躍します。



みんなの空き時間を ボランティアセンターへ



生きがい活動事業団 いくつでも働きがいを求めて

生きがい活動事業団は、市街地の国道など幹線道路沿いの花壇整備や植樹された桜樹木の手入れ、廃校となつた学校周辺・町営住宅、墓地などの草刈りを行っています。また、廃校となつた増毛小学校の木造校舎と舍熊小学校の掃除、別荘から歩古丹までの旧道ゲートの管理業務も町から受けています。事業団の活動は、それぞれに少額ではありますが労賃が支払われる有償ボランティアです。不定期な活動ですが、1回の作業時間は4時間以内として調整されます。

ほかにも「おたがいさま事業」として、地域で暮らす高齢者の困りごとなどをお手伝いする有償ボランティア活動も行っています。



普段、皆さんのが飲んでいる缶入り飲料のリングプルはどうされていますか。
1缶ずつのリングプルには何の力もありませんが、集まれば車いすを手に入れることができます。
缶から外すのは少々面倒だと思われる方も多いかと思いますが、それが車いすを買うために役立つのです。すごいと思いませんか。
皆さんのがコツコツをその取り組みにお寄せください。回収するリンクプルはアルミ製のもの。磁石などで吸い付くものは鉄製ですのご注意ください。



生きがいデイサービス

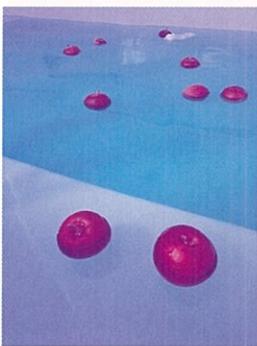
生きがいデイサービスは、町の委託を受けて老人福祉センターを中心に行われています。ご利用いただけるのは、介護認定を受けていない65才以上で、週間プログラムに沿つて各種事業が進められています。

月曜は元気づくり運動教室、火・水・金曜は生きがいサロン、木曜はお休みですが、月に一度のお楽しみ会や作業療法士による元気づくりリハビリ教室も開かれます。

生きがいサロンでは、軽い運動やゲーム、入浴・マッサージ、カラオケ、創作活動などを行います。お昼の用意はありませんので、各自でお弁当を持参いただきます。センターから遠い方は、市街地を含めて送迎バスの用意もあります。

※カラオケはお休み中です

10~11月は
りんご湯



利用料 1日300円
ただし月の利用が千円を超える場合は千円になります。



週間予定及び送迎

※麻雀サロンは現在休止中

曜日	月	火	水	木	金
内 容	(10:00~11:30) 元気づくり 運動教室 (ら・さんて指導員)	(10:00~15:00) 生きがい サロン	(10:00~15:00) 生きがい サロン	(月1回)(10:00~14:00) お楽しみ会 (月1回・午前中) 元気づくり リハビリ教室 (作業療法士)	(10:00~15:00) 生きがい サロン
	(第2・第4午後) 麻雀サロン(休止中)				
送迎地区	隔週で 舎熊・阿分方面 別荘地区	別荘地区	舎熊・阿分 地区	全 町	市街地区

生きがいデイサービス事業 ボランティア募集中

生きがいデイサービスボランティアは、月1回程度です。時間は午前10時から午後3時頃までのサロン活動中のお手伝いです。またお楽しみ会を月1回程度開催していますが、そのお手伝いもお願いしています。町内だけでなく、近隣の市町村まで足を伸ばすこともあります。

みなさまの「おたがいさま」の気持ちを地域の高齢者の方々との交流にお願いします。登録の希望は、ボランティアセンター事務局（社協事務局内）までお問い合わせください。



家のまわりに 積もった雪 除雪サービス

【ご利用できる方は…】

当該年度の町民税が非課税の除雪困難な世帯で、65歳以上の世帯。
ほかに特別に認める場合もありますので、ご相談ください。

家のまわりに積もった雪。このままじゃ、家がつぶれちゃう。そんな心配をされている方への除雪サービスです。屋根の雪下ろし、緊急時のための避難口の確保、窓や軒下の除雪など、安全な暮らしを守るためのものです。日常的に行う除雪とは違いますのでご注意ください。

(連絡先 社会福祉協議会 TEL53-3600)

除雪機をお貸しします。

個人・グループ及び町内会など
ボランティア除雪を行う方に、
除雪機を貸し出します。
また、運搬用の軽トラックも貸し
出します。

社会福祉協議会にお問い合わせください。



生活・仕事相談会のご案内

自立相談支援事業所 るもい生活あんしんセンターによる「生活・仕事相談会」が開かれています。誰にも相談できず困っていることがあれば、まずは電話してみてください。

予約制で相談は無料です。夜間や休日の相談会も予定されていますので詳しくは同センターへ。
Tel 0164-56-1616 メールはanshin@rumoi8.hokkaido.jp

増毛町 社会福祉協議会 会員募集

増毛町社会福祉協議会は、社会福祉事業の担い手としてふさわしい事業を確実で効果的に、そして適正に行うため経営基盤の強化を進めています。

皆さんとともに地域の福祉や生活の課題解決に取り組み、支援を必要とする人に無料または低額な料金で福祉サービスを提供するものです。

社会福祉協議会の運営は、町からの補助金のほか、一般会員・特別会員・賛助会員の会費により行われています。

年会費 ◎一般会費(一口)500円 ◎特別会費(一口)2,000円 ◎賛助会費(一口)10,000円

お問い合わせ

増毛町社会福祉協議会事務局

☎ 0164-53-3600 ✉ masikeshakyo@gray.plala.or.jp